

◎新潟県告示第1068号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成27年8月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新潟市	2者	江南区横越字上郷229番1ほか11筆 1.2ha
五泉市	1者	田向103番ほか4筆 0.4ha
十日町市	3者	仁田579番ほか11筆 1.3ha
津南町	2者	大字上郷宮野原1520番ほか12筆 2.0ha
糸魚川市	3者	小見大地田88番2ほか22筆 2.5ha
合計	11者	65筆 7.3ha

2 申請年月日

平成27年7月29日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局新津農業振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。